

**建築物における衛生的環境の確保に関する**

**事業の登録事務の手引き**

**令和5年10月**

**越谷市保健所生活衛生課**

## 目 次

<b>1 目的</b>	1
<b>2 根拠法令</b>	1
<b>3 登録制度</b>	2
(1) 趣旨	2
(2) 登録とは	2
(3) 登録を受けられる業種	3
(4) 営業所	3
(5) 登録の申請	4
ア 申請書	4
イ 添付書類	4
(ア) 共通添付書類	4
(イ) 事業別添付書類(a から h)	4
(ウ) 機械器具の概要を記載した書面の記入事項	6
(エ) 監督者等の氏名を記載した書面の記入事項	6
(オ) 監督者等が規則に定める資格者であることを証する書類	6
(カ) 従事者の研修の実施状況を記載した書面の記載事項	7
(キ) 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面の記入事項	8
ウ 登録手数料	10
(6) 申請書の受理	10
(7) 登録申請の審査	10
ア 書類審査	10
イ 現地調査	10
ウ 登録基準	10
(ア) 一般的事項	10
(イ) 個別事項(別記参照)	11
(ウ) 留意事項(登録業全体について)	11
(8) 登録台帳の整備	13
(9) 登録証明書の交付	13
(10) 登録の有効期間	13
<b>4 登録の表示</b>	14
<b>5 変更の届出等</b>	14
<b>6 登録証明書の再交付</b>	16

<b>7 報告、検査等</b>	16
<b>8 登録の取消し</b>	16
<b>&lt;参考&gt; 監督者等の講習、従事者の研修登録機関</b>	17
<b>9 別記</b>	17
<b>1号 建築物清掃業の登録基準</b>	17
1 登録を受けようとする場合の基準	17
2 厚生労働大臣が別に定める基準	18
<b>2号 建築物空気環境測定業の登録基準</b>	19
1 登録を受けようとする場合の基準	19
2 厚生労働大臣が別に定める基準	19
<b>3号 建築物空気調和用ダクト清掃業の登録基準</b>	19
1 登録を受けようとする場合の基準	19
2 厚生労働大臣が別に定める基準	21
<b>4号 建築物飲料水水質検査業の登録基準</b>	21
1 登録を受けようとする場合の基準	21
2 水質検査を適確に行うことができる検査室	22
3 厚生労働大臣が別に定める基準	23
<b>5号 建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準</b>	23
1 登録を受けようとする場合の基準	23
2 機械器具の専用の保管庫	24
3 厚生労働大臣が別に定める基準	25
<b>6号 建築物排水管清掃業の登録基準</b>	26
1 登録を受けようとする場合の基準	26
2 機械器具の専用の保管庫	27
3 厚生労働大臣が別に定める基準	27
<b>7号 建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準</b>	28
1 登録を受けようとする場合の基準	28
2 機械類及び薬剤を保管する専用の保管庫	29
3 厚生労働大臣が別に定める基準	29
<b>8号 建築物環境衛生総合管理業の登録基準</b>	30
1 登録を受けようとする場合の基準	30
2 厚生労働大臣が別に定める基準	31
<b>10 諸様式</b>	35

## 1 目的

越谷市（以下「市」という。）内の建築物における衛生的環境の確保に関する登録事業者に対する適正かつ効率的な指導に資するため、市が所管する登録事務の取扱いの簡素化と統一的運用を図ることを目的とする。

## 2 根拠法令

建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録事務は、次の法令等に基づいて行う。

- (1) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年4月14日法律第20号。以下、「法」という。)
- (2) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和46年1月21日厚生省令第2号。以下、「省令」という。)
- (3) 清掃作業及び清掃用機械器具の維持管理の方法等に関する基準(平成14年3月26日厚生労働省告示第117号)
- (4) 空気調和設備等の維持管理及び清掃等に係る技術上の基準(平成15年3月25日厚生労働省告示第119号)
- (5) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律の施行について(昭和55年5月26日環企第77号厚生省環境衛生局企画課長通知。以下、「法施行課長通知」という。)
- (6) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(昭和56年3月3日環企第36号厚生省環境衛生局長通知。以下、「局長通知」という。)
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行について(平成24年7月31日健発0731第5号厚生労働省健康局長通知)
- (8) 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の再登録の実施について(昭和58年7月26日環企第67号厚生省環境衛生局企画課長通知)
- (9) 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録における添付書類の取扱い等について(平成9年3月24日衛企第34号厚生省生活衛生局企画課長通知)
- (10) 許可等の有効期間の延長に関する法律の施行について(平成9年11月21日衛企第169号厚生省生活衛生局長通知)
- (11) 建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について(平成14年3月26日健衛発第0326001号厚生労働省健康局生活衛生課長通知。以下、「課長通知」という。)
- (12) 「建築物における衛生的環境の確保に関する事業の登録について」の一部改正について(平成25年1月21日健衛発0121第1号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)

- (13) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律の一部を改正する法律等の施行について(平成14年3月26日健発第0326017号厚生労働省健康局長通知)
- (14) 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律等の施行について(平成16年3月31日健発第0331017号厚生労働省健康局長通知)
- (15) 公益法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律等の施行に関する留意事項について(平成16年3月31日健衛発第0331005号厚生労働省健康局生活衛生課長通知)
- (16) 知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例(平成11年12月24日埼玉県条例第61号。以下、「特例条例」という。)
- (17) 越谷市手数料条例(平成12年3月31日越谷市条例第8号。以下、「手数料条例」という。)
- (18) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に基づく事務取扱要領(平成27年4月1日制定。以下、「事務取扱要領」という。)

### 3 登録制度

#### (1) 趣旨

建築物内の環境の衛生的管理を業として営んでいる者について、一定の基準を充足していることを要件とする登録制度を設けること等により、これらの事業を営んでいる者の資質の向上と事業に従事する者の技術・技能の向上を図ることを目的とするものであること。(法施行課長通知)

登録制度は、近年の建築物の増加に伴い、建築物の所有者等の委託を受けて、清掃、空気環境の測定等建築物内の環境衛生上の維持管理を業とする者が増加しており、これら事業者の資質の向上が建築物の衛生的環境を確保する上で重要であることにかんがみ設けられたものであること。

なお、登録を受けた者以外の者は、登録を受けた旨の表示をすることはできないが、その業務を行うことについては何ら制限を加えるものではないこと。(課長通知)

#### (2) 登録とは

建築物における衛生的環境の確保に関する事業を営んでいる者であって、その設備及び従事者が厚生労働省令で定める基準に適合するものは、その事業の種別により、営業所ごとに、登録を受けることができることとしたこと。(法第12条の2第1項、法施行課長通知)

なお、本市においては、特例条例第2条の規定により市長の登録を受けることとなる。

### (3) 登録を受けられる業種

登録を受けられる業種及びその業務の内容は、次の表のとおりであること。(法第12条の2第1項各号、省令第23条及び第24条、課長通知)

業種	業務の内容
建築物清掃業	建築物における床等の清掃を行う事業(建築物の外壁や窓の清掃、給排水設備のみの清掃を行う事業は含まない。)
建築物空気環境測定業	建築物における空気環境(浮遊粉じんの量、一酸化炭素の含有率、炭酸ガスの含有率、温度、相対湿度、気流)の測定を行う事業
建築物空気調和用ダクト清掃業	建築物の空気調和用ダクトの清掃を行う事業
建築物飲料水水質検査業	建築物における飲料水について水質検査を行う事業
建築物飲料水貯水槽清掃業	受水槽、高置水槽等建築物の飲料水の貯水槽の清掃を行う事業
建築物排水管清掃業	建築物の排水管の清掃を行う事業
建築物ねずみ昆虫等防除業	建築物におけるねずみ、昆虫等人の健康を損なう事態を生じさせるおそれのある動物の防除を行う事業
建築物環境衛生総合管理業	建築物における清掃、空気調和設備及び機械換気設備の運転、日常的な点検及び補修(以下「運転等」という。)並びに空気環境の測定、給水及び排水に関する設備の運転等並びに給水栓における水に含まれる遊離残留塩素の検査並びに給水栓における水の色、濁り、臭い及び味の検査であって、特定建築物の衛生的環境の維持管理に必要な程度のものを併せ行う事業

### (4) 営業所

登録は、事業区分に応じ営業所ごとに行うことであること。

営業所とは、客観的にみて営業上の活動の中心とみられる一定の事業活動の根拠地であり、かつ、そこにおいて受託契約の締結をし、登録に係る業務を行う等の法律的、事実的行為を行う能力を有しているものをいうものであること。したがって、この要件に合致するものであれば、商業登記法による登記をした営業所に限られるものではないこと。

また、上記の考え方から、建築物内の単なる作業員控室等を営業所として登録することはできないものであること。

なお、登録は営業所の所在地を管轄する都道府県知事が行うものであること。  
(課長通知)

ただし、特例条例第2条の規定により、市内に営業所があるものは、市長が登録を行うものであること。

(5) 登録の申請

ア 申請書(別記様式第1)

申請書には次の事項を記載するものであること。

- (ア) 住所及び氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)
  - (イ) 登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名
  - (ウ) 登録を受けようとする事業の区分

イ 添付書類

(ア) 共通添付書類

- a 営業所付近の案内地図
- b 法人の場合は登記事項証明書(原本確認し返却。再登録の場合は省略可)

(イ) 事業別添付書類

- a 建築物清掃業の登録を受けようとする場合

- (a) 機械器具の概要を記載した書面(別記様式第2)
- (b) 清掃作業監督者の氏名を記載した書面(別記様式第3)及びその者が省令第25条第2号に規定する者であることを証する書類
- (c) 清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面(別記様式第4)
- (d) 清掃作業及び清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面(別記様式第5-1, 5-2)

- b 建築物空気環境測定業の登録を受けようとする場合

- (a) 機械器具の概要を記載した書面(別記様式第2)
- (b) 空気環境測定実施者の氏名を記載した書面(別記様式第3)及びその者が省令第26条第2号に規定する者であることを証する書類
- (c) 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面(別記様式第5-1, 5-2)

- c 建築物空気調和用ダクト清掃業の登録を受けようとする場合

- (a) 機械器具の概要を記載した書面(別記様式第2)
- (b) ダクト清掃作業監督者の氏名を記載した書面(別記様式第3)及びその者が省令第26条の3第2号に規定する者であることを証する書類
- (c) ダクト清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面(別記様式第4)
- (d) ダクト清掃作業及びダクト清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維

持管理の方法を記載した書面(別記様式第5-1, 5-2)

- d 建築物飲料水水質検査業の登録を受けようとする場合
  - (a) 機械器具の概要を記載した書面(別記様式第2)
  - (b) 検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面
  - (c) 水質検査実施者の氏名を記載した書面(別記様式第3)及びその者が省令第27条第3号に規定する者であることを証する書類
  - (d) 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面(別記様式第5-1, 5-2)
- e 建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けようとする場合
  - (a) 機械器具の概要を記載した書面(別記様式第2)
  - (b) 機械器具等の保管庫の設置場所及び構造並びに機械器具の保管状態を明らかにする図面
  - (c) 貯水槽清掃作業監督者の氏名を記載した書面(別記様式第3)及びその者が省令第28条第4号に規定する者であることを証する書類
  - (d) 貯水槽清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面(別記様式第4)
  - (e) 貯水槽清掃作業及び貯水槽清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面(別記様式第5-1, 5-2)
- f 建築物排水管清掃業の登録を受けようとする場合
  - (a) 機械器具の概要を記載した書面(別記様式第2)
  - (b) 機械器具の保管庫の設置場所及び構造並びに機械器具の保管状態を明らかにする図面
  - (c) 排水管清掃作業監督者の氏名を記載した書面(別記様式第3)及びその者が省令第28条の3第4号に規定する者であることを証する書類
  - (d) 排水管清掃作業従事者の研修の実施状況を記載した書面(別記様式第4)
  - (e) 排水管清掃作業及び排水管清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面(別記様式第5-1, 5-2)
- g 建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けようとする場合
  - (a) 機械器具の概要を記載した書面(別記様式第2)
  - (b) 機械器具及び防除作業に用いる薬剤の保管庫の設置場所及び構造並びにこれらの保管状態を明らかにする図面
  - (c) 防除作業監督者の氏名を記載した書面(別記様式第3)及びその者が省令第29条第3号に規定する者であることを証する書類
  - (d) 防除作業従事者の研修の実施状況を記載した書面(別記様式第4)

(e) 防除作業及び防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面(別記様式第5-1, 5-2)

h 建築物環境衛生総合管理業の登録を受けようとする場合

(a) 機械器具の概要を記載した書面(別記様式第2)

(b) 統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者及び空気環境測定実施者の氏名を記載した書面(別記様式第3)並びにこれらの者がそれぞれ省令第30条第2号、第3号、第5号及び第6号に規定する者であることを証する書類

(c) 清掃作業従事者及び空調給排水管理従事者の研修の実施状況を記載した書面(様式別記第4)

(d) 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面(別記様式第5-1, 5-2)

(e) 機械器具の概要を記載した書面には、次の事項を記入すること。  
(別記様式第2)

a 名称

b 型式

c 数量

d 購入年月日

(I) 監督者等の氏名を記載した書面には、併せて、次の事項も記入すること。

(別記様式第3)

a 業務の範囲

b 資格の種別

c 経験年数

d 資格取得年月日

(f) 監督者等が規則に定める資格者であることを証する書類としては、次の書類を提出させることが必要であること。

なお、卒業証明書については、その写しによる提出も可能であること。

また、再講習会の修了者が監督者等として申請される場合は、表中「講習会」を「再講習会」に読み替え、当該再講習会の修了証の写しを提出させること。

監督者等が有資格者であることを証する書類

業種	資格の種類	提出する書類
建築物清掃業	清掃作業監督者講習会修了者	講習会修了証書の写し
建築物空気環境測定業	空気環境測定実施者講習会修了者	講習会修了証書の写し
	建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	免状の写し

建築物空気調和用 ダクト清掃業	ダクト清掃作業監督者講習会修了者 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	講習会修了証書の写し 免状の写し
建 築 物 飲料水水質検査業	大学の理学等の課程を修めて卒業した後、1年以上の実務経験を有する者	卒業証明書 実務従事証明書
	衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上の実務経験を有する者	衛生検査技師免許証又は臨床検査技師免許証の写し、実務従事証明書
	短大又は高専で生物学等の課程を修めて卒業した後、2年以上の実務経験を有する者	卒業証明書 実務従事証明書
	技術士	技術士登録証の写し
	大学、短大又は高専以外の学校において所要の課程を修めて卒業した後、所要の実務経験を有する者	卒業証明書 実務従事証明書
建 築 物 飲料水貯水槽 清 掃 業	貯水槽清掃作業監督者講習会修了者	講習会修了証書の写し
	建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	免状の写し
建 築 物 排水管清掃業	排水管清掃作業監督者講習会修了者	講習会修了証書の写し
	建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者	免状の写し
建築物ねずみ昆虫 等 防 除 業	防除作業監督者講習会修了者	講習会修了証書の写し
建 築 物 環 境 衛 生 総 合 管 理 業	(統括管理者) 統括管理者講習会修了者	講習会修了証書の写し
	(清掃作業監督者) 建築物清掃業の場合と同じ	建築物清掃業の場合と同じ
	(空調給排水管理監督者) 空調給排水管理監督者講習会修了者	講習会修了証書の写し
	(空気環境測定実施者) 建築物空気環境測定業と同じ	建築物空気環境測定業と同じ

(カ) 従事者の研修の実施状況を記載した書面には、次の事項を記入するものであること。(別記様式第4)

- a 研修の期日
- b 研修の内容
- c 指導員の氏名及び資格を有する場合はその資格
- d 対象従事者数及び参加従事者数

本書面は、初めて登録しようとする場合には、過去1年間の実績及び今後1年間の計画について、2回目以降の登録の場合には、過去6年間の実績及び今後1年間の計画について記入することであること。

なお、作業従事者の研修(以下「従事者研修」という。)については、毎年度の実施状況を記載した書類が提出されることとなるので、従事する者全て

が受講できるか、指導員の資格等の記載内容を審査すること。

また、諸般の事情により事業主が自ら行う従事者研修については、研修に使用する教材及び研修の指導にあたる者等に関し、登録団体が行う研修に相当するものであるか否かを十分審査すること。また、審査の結果内容が不十分である場合は、改善計画を提出させる等適切な指導を行うこと。

(+) 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面には、次の事項を記入すること。(別記様式第5-1, 5-2)

- a 作業班の編成
- b 作業班ごとの監督者等の氏名
- c 使用する機械器具
- d 作業手順
- e 業務を委託する際の手順及び委託した業務の実施状況の把握方法
- f 苦情及び緊急の連絡に対する体制

なお、dの作業手順については、登録業種に応じ、下記の内容を含むものとすること。

#### 1号 建築物清掃業

- 1) 作業工程(日常清掃を行わない箇所についての定期点検に関する事項を含む。)
- 2) 機械器具等の点検の方法
- 3) 清掃作業に伴って排出されるごみや清掃作業によって生じる排水の処理方法
- 4) 作業報告作成の手順

#### 2号 建築物空気環境測定業

- 1) 空気環境の測定方法
- 2) 測定器の点検、校正等の方法並びにこれらの記録の保管方法
- 3) 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

#### 3号 建築物空気調和用ダクト清掃業

- 1) 作業工程(ダクト清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。)
- 2) 機械器具等の点検の方法
- 3) ダクト清掃に伴って排出されるごみの処理方法
- 4) 作業報告作成の手順

#### 4号 建築物飲料水水質検査業

- 1) 水質検査の方法(試料の採水及び保存に関する事項を含む。)

- 2) 試薬及び標準物質の保管方法
- 3) 検査室の整理及び清掃の方法並びに管理責任者の氏名
- 4) 機械器具等の点検等の方法並びにこれらの記録の保管方法
- 5) 測定結果報告作成の手順並びに測定結果の保存方法及び保存責任者の氏名

#### 5号 建築物飲料水貯水槽清掃業

- 1) 作業工程(貯水槽清掃後における貯水槽の水等の検査方法に関する事項を含む。)
- 2) 使用する塩素剤の名称及び使用方法
- 3) 機械器具の洗浄、作業衣等の消毒の方法
- 4) 機械器具等の点検の方法
- 5) 保管庫の管理責任者の氏名
- 6) 従事者の検便等の時期及び検査機関
- 7) 作業報告作成の手順

#### 6号 建築物排水管清掃業

- 1) 作業工程(排水管の清掃の効果の確認方法に関する事項を含む。)
- 2) 機械器具等の点検の方法
- 3) 保管庫の管理責任者の氏名
- 4) 作業報告作成の手順

#### 7号 建築物ねずみ昆虫等防除業

- 1) 作業工程(事前調査及び事後調査の方法に関する事項を含む。)
- 2) 使用する薬剤の種類
- 3) 薬剤の保管方法
- 4) 機械器具等の点検の方法
- 5) 保管庫の管理責任者の氏名
- 6) 作業報告作成の手順

#### 8号 建築物環境衛生総合管理業

- 1) 1号及び2号に掲げる事項
- 2) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の方法
- 3) 1)及び2)に関する作業報告作成の手順

## ウ 登録手数料

申請にあたっては、次の表の名称区分に応じて登録手数料を徴収すること。

(手数料条例第2条)

名称区分	手数料の額
建築物清掃業者登録手数料	35,000円
建築物空気環境測定業者登録手数料	35,000円
建築物空気調和用ダクト清掃業者登録手数料	35,000円
建築物飲料水水質検査業者登録手数料	35,000円
建築物飲料水貯水槽清掃業者登録手数料	35,000円
建築物排水管清掃業者登録手数料	35,000円
建築物ねずみ昆虫等防除業者登録手数料	35,000円
建築物環境衛生総合管理業者登録手数料	45,000円

## (6) 申請書の受理

申請書の受理及び登録手数料の徴収は、市長が行うこと。(特例条例第2条)

## (7) 登録申請の審査

### ア 書類審査

市長は、申請書の記載事項及び添付書類について審査を行うこと。

### イ 現地調査

市長は、書類審査の終了したものについて、環境衛生監視員をして当該営業所の構造設備等が登録基準に適合しているか否かについて調査を行うこと。

(法第12条の2第2項、特例条例第2条)

### ウ 登録基準

#### (ア) 一般的事項

a 登録基準は、多数の者が使用し、又は利用する建築物について、登録に係る事業を行うのに必要かつ十分なものであり、かつ、事業者の実態、技術水準等からみて、過大な負担とならないよう配慮して定められたものであること。

b 登録基準は、機械器具その他の設備に関する基準(以下「物的要件」という。)、事業に従事する者の資格に関する基準(以下「人的要件」という。)及びその他の事項に関する基準(以下「その他の要件」という。)に大別されるものであること。

人的要件は、監督者等(建築物清掃業にあっては清掃作業監督者、建築物空気環境測定業にあっては空気環境測定実施者、建築物空気調和用ダクト清掃業にあってはダクト清掃作業監督者、建築物飲料水水質検査業にあっては水質検査実施者、建築物飲料水貯水槽清掃業にあっては貯水槽清掃作業監督

者、建築物排水管清掃業にあっては排水管清掃作業監督者、建築物ねずみ昆虫等防除業にあっては防除作業監督者、建築物環境衛生総合管理業にあっては統括管理者、清掃作業監督者、空調給排水管理監督者及び空気環境測定実施者をいう。以下同じ。)について定められたほか、作業に従事する従事者(建築物清掃業、建築物空気調和用ダクト清掃業、建築物飲料水貯水槽清掃業、建築物排水管清掃業、建築物ねずみ昆虫等防除業、及び建築物環境衛生総合管理業に限る。以下同じ。)についても、登録を受けようとする者等が行う研修を修了したものであること。

(イ) 個別事項

- 1号 建築物清掃業
  - 2号 建築物空気環境測定業
  - 3号 建築物空気調和用ダクト清掃業
  - 4号 建築物飲料水水質検査業
  - 5号 建築物飲料水貯水槽清掃業
  - 6号 建築物排水管清掃業
  - 7号 建築物ねずみ昆虫等防除業
  - 8号 建築物環境衛生総合管理業
- } ----- (別記)

(ウ) 留意事項(登録業全体について)

登録基準の内容は、省令第25条、第26条、第26条の3、第27条、第28条、第28条の3、第29条及び第30条に示されているところであるが、なお、次の点に留意されたいこと。

a 機械器具その他の設備(以下「機械器具等」という。)は各営業所ごとに常備する必要があること。なお、営業所から離れた場所に機械器具等を格納する倉庫があるような場合(他都県や特例条例第2条の規定により、登録等の事務を市町村が処理をすることとされた場合を含む。)でも、それが登録に係る営業所の管轄下にあると認められる場合には、登録の対象として差し支えないこと。また、機械器具等が作業場に置かれている場合も同様のこと。

b 機械器具等は、原則として登録を受けようとする者が所有していなければならないものであること。

ただし、他の者の所有であっても、登録を受けようとする者が長期的、恒常に占有し、かつ、自由に使用できると認められる場合には、登録の対象として扱っても差し支えないものであること。

c 同一の者を2以上の営業所又は2以上の業務の監督者等として登録を受けることは認められないものであること。

- d 同一の営業所において、2以上の事業区分にわたって登録を受けようとする場合、同一の機械器具等又は同一の監督者等をもって2以上の事業の登録要件に該当するものとすることはできないものであること。
- e 監督者が建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている場合、この者が営業所の監督者等と特定建築物における建築物環境衛生管理技術者を兼務することはできないものであること。これは、登録営業所における監督者等は、建築物における環境衛生上の維持管理に関する業務の監督を行うのに対して、建築物環境衛生管理技術者は、選任されている特定建築物における維持管理の状況について監督を行うことが職務とされており、両者の職務内容からみてこれを兼務することが適切でないためである。
- f 従業者の研修については、原則として作業に従事する者の全員が1年間に1回以上研修を受ける体制を事業者がとっていることが必要である。また、研修の時間については、研修の内容が従事者に十分理解される程度の時間が必要である。  
なお、作業に従事する者全員を一度に研修することが事実上困難を伴う場合は、これを何回かに分けて行うことも可能である。
- g 公益法人、事業協同組合等であっても、定款又は寄付行為上登録に係る事業が行えるようになっており、登録基準を満たしている場合には登録することができるものであること。  
なお、事業協同組合については、以下の要件を満たす場合に限り登録を受けることができるものであること。
  - (a) 事業協同組合の事務所等が一つの営業所としての機能を有していること。
  - (b) 登録を受けようとする事業を行うこと又はその事業の共同受注を行うことが、定款に明文化されていること。
  - (c) 監督者等は組合に雇用されている必要はないが、常勤、専任のものでなければならぬこと。なお、この場合、その者を同時に組合員の営業所における監督者等として登録の要件とすることはできないものであること。
  - (d) 機械器具等は組合の所有であることが望ましいが、組合員の所有であっても、組合の営業所において必要とするときには自由に用いることができる事が確実と認められる場合(成文の内規又は規約であること。)には、登録の要件とができるものであること。
- h 個人経営の登録業者の経営者が変更となった場合には、登録を受けた主体が変更することとなるので、引き続き登録業者である旨の表示をするためには原則として登録を受け直す必要があるが、経営の一体性が保たれたまま経営が承継されていると考えられるときは、変更届で足りることとされたい。
- i 主要な機械器具等、監督者等並びに作業の方法及び作業に用いる機械器具

その他の設備の維持管理の方法に変更が生じ、変更があった日から30日以内にその届出がない場でも、そのことのみで登録を取り消すことはできない。

なお、変更後において登録基準に適合していない場合は、変更届の有無にかかわらず登録を取り消すことは可能であるが、例えば監督者等が急に退職し、新たな監督者等を養成中である場合のように、やむを得ない事情があり、かつ、近い将来登録基準を満たすことが明らかである場合には、早急に登録基準を満たすこととするよう指導されたい。

(8) 登録台帳の整備

市長は、登録をしたときは、別に定める登録営業所台帳を備え、整理すること。

(事務取扱要領第8)

(9) 登録証明書の交付

市長は、登録を行った場合には、申請者に別に定める登録証明書を交付すること。(省令第32条、課長通知)

登録証明書中の登録番号の記入方法は、次のとおりとすること。

越谷市 27 清 第33-1号

↓ ↓ ↓ ↓ ↓  
① ② ③ ④ ⑤

① 越谷市と記入

② 登録した年を記入(年度ではない)

③ 事業区分を次に従って記入

建築物清掃業 → 清

建築物空気環境測定業 → 空

建築物空気調和用ダクト清掃業 → ダ

建築物飲料水水質検査業 → 水

建築物飲料水貯水槽清掃業 → 貯

建築物排水管清掃業 → 排

建築物ねずみ昆虫等防除業 → ね

建築物環境衛生総合管理業 → 総

④ 市符号の下2桁の数字(厚生労働省大臣官房統計情報部で使用しているもの)を記入

⑤ 文書番号を記入

(10) 登録の有効期間

登録の有効期間は6年であること。したがって、6年を超えて登録業者である旨の表示をしようとする場合には、新たに登録を受けなければならないものであること。(法第12条の2第4項、課長通知)

#### 4 登録の表示

登録を受けた者は、登録に係る営業所について、登録業者である旨の表示ができるものであること。

一方、登録を受けていない者は、登録業者又はこれに類似する表示を行うことはできないものであること。また、登録は営業所ごとに行われるものであるので、登録を受けた営業所以外の営業所について登録業者である旨の表示を行うことはできないものであること。したがって、例えば本社で登録を受けても、登録を受けていない営業所が登録業者である旨の表示をすることはできないものであること。

(法第12条の3、法第12条の10、課長通知)

事業区分	表示名
建築物清掃業	登録建築物清掃業
建築物空気環境測定業	登録建築物空気環境測定業
建築物空気調和用ダクト清掃業	登録建築物空気調和用ダクト清掃業
建築物飲料水水質検査業	登録建築物飲料水水質検査業
建築物飲料水貯水槽清掃業	登録建築物飲料水貯水槽清掃業
建築物排水管清掃業	登録建築物排水管清掃業
建築物ねずみ昆虫等防除業	登録建築物ねずみ昆虫等防除業
建築物環境衛生総合管理業	登録建築物環境衛生総合管理業

#### 5 変更の届出等

(1) 登録業者は、次の事項に変更があったときは、その日から30日以内に変更届書(別記様式第6)を市長に届け出なければならないものであること。(省令第33条第1項、課長通知、特例条例第2条)

ア 住所及び氏名(法人にあっては主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)、登録に係る営業所の名称及び所在地並びに責任者の氏名

イ 事業の用に供する主要な機械器具その他の設備

ウ 監督者等

エ 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法

(2) 上記(1)のうち、法人の名称、所在地又は代表者に変更があった場合は、登記事項証明書を提示すること。

(3) 上記(1)のうち、変更事項が営業所の所在地であり、変更後の営業所所在地を市外に変更する場合は、市長は、変更後の営業所所在地を管轄する保健所等に必要な手続きについて予め相談を行うよう登録業者に助言すること。

また、登録業者は、変更後30日以内に事業廃止届(別記様式第7)を市長に届け

出るものであること。

- (4) 事業の用に供する主要な機械器具その他の設備、監督者等並びに作業及び作業に使用する機械器具その他の設備の維持管理の方法に変更があった場合には、変更後も登録基準に適合することを証明するため、次の書類を添付しなければならないものであること。(省令第33条第2項、課長通知)

ア 主要な機械器具の変更の場合

変更後の機械器具の概要を記載した書面

イ 保管庫の変更の場合

変更後の保管庫の設置場所及び構造並びに機械器具等の保管状態を明らかにする図面

ウ 水質検査室の変更の場合

変更後の検査室の設置場所、構造及び機械器具の配置を明らかにする図面

エ 監督者等の変更の場合

変更後の監督者等の氏名を記載した書面及びその者が有資格者であることを証する書類

オ 作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法の変更の場合

変更後の作業及び作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法を記載した書面

- (5) 上記(1)の「イ 事業の用に供する主要な機械器具その他の設備」とは、次のものをいう。

事業の種類	主要な機械器具その他の設備
建築物清掃業	真空掃除機、床みがき機
建築物空気環境測定業	空気環境測定器
建築物空気調和用ダクト清掃業	内視鏡カメラ、電子天びん又は化学天びん、コンプレッサー、集じん機
建築物飲料水水質検査業	高圧蒸気滅菌器及び恒温器、フレームレス一原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ一質量分析装置、イオンクロマトグラフ、乾燥器、全有機炭素定量装置、pH計、分光光度計又は光電光度計、ガスクロマトグラフ一質量分析計、電子天びん又は化学天びん、水質検査室
建築物飲料水貯水槽清掃業	残水処理機、高压洗浄機、揚水ポンプ、換気ファン、防水型照明器具、保管庫

建築物排水管清掃業	内視鏡カメラ、高圧洗浄機、排水ポンプ、 ワイヤ式管清掃機(スネークワイヤなど)、空圧式 管清掃機(ウォーターラムなど)
建築物ねずみ昆虫等防除業	噴霧機、散粉機、保管庫
建築物環境衛生総合管理業	真空掃除機、床みがき機、空気環境測定器

- (6) 登録業者は、登録に係る事業を廃止したときは、その日から30日以内に事業廃止届(別記様式第7)を市長に届け出なければならないものであること。(省令第33条第1項、特例条例第2条、課長通知)
- (7) 登録業者は、毎事業年度終了後3ヵ月以内に、市長に、登録に係る事業の実績を報告することとするのが望ましいこと。(別記様式第8)(課長通知)

## 6 登録証明書の再交付

- (1) 登録業者は、登録証明書を破り、汚し、又は失ったときは、その再交付を申請することができる。この場合、登録証明書再交付申請書(別紙様式第9)を市長に提出すること。
- なお、登録証明書を破り又は汚した登録業者は、申請書にその登録証明書を添付することとする。また、登録証明書の再発行を受けた後、失った登録証明書を発見した登録業者は、直ちに市長にこれを返納しなければならないこと。
- (2) 市長は、上記(1)の申請があった場合は、上記(9)と同様に登録証明書を交付すること。ただし、再発行する登録証明書の証明日は再発行日とし、証明者は再発行する時点の市長名とすること。また、当該事務に係る手数料は徴収しないものとすること。
- (3) 登録証明書の記載事項に変更があった旨の変更届出書が提出された場合で、登録業者が登録証明書の書換え交付を希望するときは、上記(1)と同様に再交付の申請ができるものとすること。この場合、申請書に登録証明書を添付しなければならないこと。

## 7 報告、検査等

市長は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、登録業者に対し、その業務に関して必要な報告をさせ、又は環境衛生監視員に登録営業所に立ち入り、その設備、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができること。(法第12条の5、特例条例第2条、事務取扱要領第9)

## 8 登録の取消し

市長は、登録営業所が、登録基準に適合しなくなったときは、別に定める指令書

を交付して、その登録を取り消すことができる。(法第12条の4、事務取扱要領第10、特例条例第2条)

## <参考>

### 監督者等の講習及び従事者の研修を実施する登録機関

法第12条の2第1項各号の事業区分ごとの監督者等の講習(再講習を含む。)及び従事者の研修を実施する厚生労働大臣の登録機関については、以下の厚生労働省ウェブサイトを参照のこと。

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/seikatsu-eisei11/05.html>

## 9 別記

### 1号建築物清掃業の登録基準

1 建築物清掃業の登録を受けようとする場合の機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。(省令第25条)

(1) 次の機械器具を有すること。

ア 真空掃除機

イ 床みがき機

(2) 清掃作業の監督を行う者が、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条第1項に規定する技能検定であってビルクリーニングの職種(等級の区分が1級のものに限る。\*)に係るものに合格した者又は免状の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものであること。

\* 経過措置として、改正省令(平成28年厚生労働省令第47号)の施行前に、ビルクリーニング職種に係る技能検定に合格した者は、1級の技能検定に合格した者とみなす。(平成28年4月1日施行)

ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者

イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの

(3) 清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

ア 清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。

イ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。

ウ その内容が、清掃用機械器具等及び清掃作業に用いる資材の使用方法並びに清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。

エ その指導に当たる者が、ウの内容を指導するのに適當と認められる者であること。

- (4) 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

## 2 厚生労働大臣が別に定める基準

- (1) 床面の清掃について、日常における除じん作業のほか、床維持剤の塗布の状況等を点検し、必要に応じ、再塗布等を行うこと。

- (2) カーペット類の清掃について、日常における除じん作業のほか、汚れの状況を点検し、必要に応じ、シャンプークリーニング、しみ抜き等を行うこと。洗剤を使用した時は、洗剤分がカーペット類に残留しないようにすること。

- (3) 日常的に清掃を行わない箇所の清掃について、6月以内ごとに1回、定期に汚れの状況を点検し、必要に応じ、除じん、洗浄等を行うこと。

- (4) 建築物内で発生する廃棄物の分別、収集、運搬及び貯留について、衛生的かつ効率的な方法により速やかに処理すること。

- (5) 真空掃除機、床みがき機その他の清掃用の機械及びほうき、モップその他の清掃用器具並びにこれらの機械器具の保管庫について、定期に点検し、必要に応じ、整備、取替え等を行うこと。

- (6) 廃棄物の収集・運搬設備、貯留設備その他の処理設備について、定期に点検し、必要に応じ、補修、消毒等を行うこと。

- (7) (1)から(6)までに掲げる清掃作業等の方法について、建築物の用途及び使用状況等を考慮した作業計画及び作業手順書を策定し、当該計画及び手順書に基づき、清掃作業等を行うこと。

- (8) (7)に掲げる作業計画及び作業手順書の内容並びにこれらに基づく清掃作業の実施状況について、3月以内ごとに1回、定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

- (9) 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、委託を受ける者の氏名(法人にあっては、名称)、委託する業務の範囲及び業務を委託する期間(以下「受託者の氏名等」という。)を建築物の所有者、占有者その他の者で当該建築物の維持管理について権原を有するもの(以下「建築物維持管理権原者」という。)に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)から(6)までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

- (10) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

## 2号建築物空気環境測定業の登録基準

1 建築物空気環境測定業の登録を受けようとする場合の機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。(省令第26条)

- (1) 省令第3条の2第1号の表の第1号から第6号の下欄に掲げる測定器(同表第2号から第6号までの下欄に掲げる測定器については、これと同程度以上の性能を有する測定器を含む。)及び空気環境の測定作業に必要な器具を有すること。
- (2) 空気環境の測定を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
  - (ア) 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
    - (イ) (ア)の講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の測定を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
    - (ウ) (ア)又は(イ)に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
  - (3) 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

## 2 厚生労働大臣が別に定める基準

- (1) 空気環境の測定は、規則第3条の2第1号に定める方法に準じて行うこと。
- (2) 空気環境の測定の結果を5年間保存すること。
- (3) 空気環境の測定に用いる測定器について、定期に点検し、必要に応じ、較正、整備又は修理を行うとともに、使用する測定器の点検等の記録を、測定器ごとに整理して保管すること。
- (4) 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)及び(3)に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、測定結果の保存は自ら実施すること。
- (5) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

## 3号建築物空気調和用ダクト清掃業の登録基準

1 建築物空気調和用ダクト清掃業の登録を受けようとする場合の機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりと

する。(省令第26条の3)

(1) 次の機械器具を有すること。

- ア 電気ドリル及びシャー又はニブラ
  - \* ダクトを構成する部材を開口し、切断できるものをいう。
- イ 内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。)
- ウ 電子天びん又は化学天びん
  - \* 1mg以上の分解能を有するものに限る。
- エ コンプレッサー
- オ 集じん機
- カ 真空掃除機

(2) 空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

- ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
- イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気調和用ダクトの清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
- ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
  - \* 建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を空気調和用ダクト清掃作業の監督を行う者として再登録を受けようとする場合には、その者がイの再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならないこと。

(3) 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。

- ア 空気調和用ダクトの清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
- イ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ウ その内容が、空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具の使用方法並びに空気調和用ダクトの清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
- エ その指導に当たる者が、ウの内容を指導するのに適当と認められる者であること。

(4) 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

## 2 厚生労働大臣が別に定める基準

- (1) ダクトの配管系統、寸法、形状及び材質を図面等により確認するほか、清掃を行おうとする日の建築物の使用状況及びダクトの運転状況を配慮した適切な方法により行うこと。
- (2) 清掃に使用する資機材の搬入時及び清掃時における天井、壁及び床並びに室内における備品等の汚損を防止するため、必要な場所にフィルムシートによる養生等を行うこと。
- (3) 清掃の前後において、ダクト内部の粉じんの堆積状況等を内視鏡により点検するとともに、堆積している粉じんの量を測定して清掃の効果を確認すること。
- (4) 清掃後、送風機を試運転し、ダクト内部に残留した粉じんが室内に流入しないことを確認すること。粉じんの室内への流入が認められる場合は、再度清掃を行う等必要な措置を講ずること。
- (5) 空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- (6) 空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- (7) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの空気調和用ダクトの清掃作業及び空気調和用ダクトの清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

### 4号建築物飲料水水質検査業の登録基準

1 建築物飲料水水質検査業の登録を受けようとする場合の機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。(省令第27条)

- (1) 次の機械器具を有すること。
  - ア 高圧蒸気滅菌器及び恒温器
  - イ フレームレス－原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ－質量分析装置
  - ウ イオンクロマトグラフ
  - エ 乾燥器
  - オ 全有機炭素定量装置

力 pH計

キ 分光光度計又は光電光度計

ク ガスクロマトグラフー質量分析計

ケ 電子天びん又は化学天びん

- (2) 水質検査を適確に行うことのできる検査室を有すること。
- (3) 水質検査を行う者(以下「水質検査実施者」という。)が、次のいずれかに該当するものであること。
- ア 学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。)、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校において、理学、医学、歯学、薬学、保健学、衛生学、工学、農学若しくは獣医学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
- イ 衛生検査技師又は臨床検査技師であって、1年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
- ウ 学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において、生物学若しくは工業化学の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、2年以上水質検査又はその他の理化学的若しくは細菌学的検査の実務に従事した経験を有する者
- エ アからウと同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- (7) 技術士法第2条に規定する技術士(技術士法施行規則第9条、第10条及び第11条の技術部門について行われた技術士法第7条に規定する本試験に合格した者に限る。)
- (イ) 学校教育法に基づく大学、短期大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は旧専門学校令に基づく専門学校以外の学校を卒業し、若しくはその課程を修了し、又は文部大臣の行う資格検定に合格した者等で、当該学校の入学資格、修業年数、修業内容又は検定の程度等から判断して上記のア又はウに掲げる者と同等以上の学歴を有すると認められるもの(ただし上記ア又はウに規定する実務経験を有することを必要とする。)
- (4) 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。
- 2 水質検査を適確に行うことができる検査室とは、基本的には以下の要件を満たしている検査室をいうものであること。
- (1) 実験台、流し台、作業台、測定台及び薬品戸棚の配置が、水質検査実施者の作業にふさわしい配置となっていること。
- (2) 実験台等の上の機械器具の配置に余裕があり、使いやすい配置となっていること。

- (3) ドラフトチャンバーが設置されていること。
- (4) 必要な換気扇、水栓、ガス栓及びコンセントが設けられていること。
- (5) 細菌学的検査を行う場所と理化学的検査を行う場所は区分されていることが望ましいこと。
- (6) 天びん台など必要な部分に防震装置が施されていること。

### 3 厚生労働大臣が別に定める基準

- (1) 水質基準に関する省令(平成15年厚生労働省令第101号)の表の上欄に掲げる事項について水質検査を行う場合は、同令に規定する厚生労働大臣が定める方法により行うこと。
- (2) 水質検査は試料の採取後速やかに行うこととし、試料を保存する場合は、試料の水質が変化しないよう冷暗所に保存すること。
- (3) 水質検査の結果を5年間保存すること。
- (4) 水質検査に用いる試薬及び標準物質は、施錠できる保管庫等に保管すること。
- (5) 水質検査に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。また、使用する機械器具その他の設備の点検等の記録を、機械器具その他の設備ごとに整理して保管すること。
- (6) 水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)、(2)、(4)及び(5)に掲げる要件を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、検査結果の保存は自ら実施すること。
- (7) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの水質検査及び水質検査に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に對して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

### 5号建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準

1 建築物飲料水貯水槽清掃業の登録を受けようとする場合の機械器具その他の設備、その事業に從事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。  
(省令第28条)

- (1) 次の機械器具を有すること。
  - ア 揚水ポンプ
  - イ 高圧洗浄機
  - ウ 残水処理機
  - エ 換気ファン
  - オ 防水型照明器具

## 力 色度計、濁度計及び残留塩素測定器

- (2) (1)の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。
- (3) (1)の機械器具は、飲料水の貯水槽の清掃に専用のものであること。
- (4) 飲料水の貯水槽の清掃作業の監督を行う者が、次のいずれかに該当するものであること。
  - ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
  - イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う貯水槽の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
  - ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者
- (5) 飲料水の貯水槽清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
  - ア 貯水槽清掃作業に従事する者のすべてが受講できること。
  - イ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となつて定期的に行われるものであること。
  - ウ その内容が、貯水槽の掃除方法、塗装方法及び消毒方法並びに貯水槽の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
  - エ その指導に当たる者が、ウの内容を指導するのに適當と認められる者であること。
- (6) 飲料水の貯水槽の清掃作業及び飲料水の貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

## 2 機械器具の専用の保管庫

- (1) 基本的には以下の要件を満たしている保管庫をいうものであること。
  - また、貯水槽清掃作業に用いる塩素剤等についても、これに準じて適切に保管するよう指導されたいこと。
- ア 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。
- イ 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。
- ウ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。
- エ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、貯水槽清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。
- オ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。

## (2) 自動車を保管庫とすることのできる特例

原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認めることとされたいこと。

- ア (1)のアからウまでに掲げる要件を満たしていること。
- イ 自動車は貯水槽清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。
- ウ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。
- エ 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

## 3 厚生労働大臣が別に定める基準

- (1) 受水槽の清掃を行った後、高置水槽、圧力水槽等の清掃を行うこと。
- (2) 貯水槽(貯湯槽を含む。以下同じ。)内の沈でん物質及び浮遊物質並びに壁面等に付着した物質を洗浄等により除去し、洗浄を行った場合は、用いた水を完全に排除するとともに、貯水槽周辺の清掃を行うこと。
- (3) 貯水槽の清掃終了後、塩素剤を用いて2回以上貯水槽内の消毒を行い、消毒終了後は、消毒に用いた塩素剤を完全に排除するとともに、貯水槽内に立ち入らないこと。
- (4) 貯水槽の水張り終了後、給水栓及び貯水槽内における水について、次の表の左欄に掲げる事項について検査を行い、当該各号の右欄に掲げる基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。

一	残留塩素の含有率	遊離残留塩素の場合は100万分の0.2以上。結合残留塩素の場合は100万分の1.5以上。
二	色度	5度以下であること。
三	濁度	2度以下であること。
四	臭気	異常でないこと。
五	味	異常でないこと。

- (5) 貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備について、定期的に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- (6) 貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- (7) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの貯水槽の清掃作業及び貯水槽の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情

及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

#### 6号建築物排水管清掃業の登録基準

- 1 建築物排水管清掃業の登録を受けようとする場合の機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。(省令第28条の3)
  - (1) 次の機械器具を有すること。
    - ア 内視鏡(写真を撮影することができるものに限る。)  
\*ケーブルの長さが、15m程度以上のものに限る。
    - イ 高圧洗浄機、高圧ホース及び洗浄ノズル
    - ウ ワイヤ式管清掃機
    - エ 空圧式管清掃機
    - オ 排水ポンプ
  - (2) (1)の機械器具を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。
  - (3) (1)の機械器具は、排水管の清掃に専用のものであること。
  - (4) 排水管の清掃作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。
    - ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管の清掃作業の監督を行う者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
    - イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う排水管の清掃作業の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
    - ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者  
\*建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者をいう。ただし、登録の有効期間経過後、引き続きその者を排水管の清掃作業の監督を行う者として再登録を受けようとする場合には、その者がイの再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないものでなければならないこと。
  - (5) 排水管の清掃作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
    - ア 排水管の清掃作業に従事する者のすべてが受講できるものであること。
    - イ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
    - ウ その内容が、排水管の清掃作業に用いる機械器具の使用方法並びに排水管の清掃作業の安全及び衛生に関するものであること。
    - エ その指導に当たる者が、ウの内容を指導するのに適當と認められる者であること。
  - (6) 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維

持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

## 2 機械器具の専用の保管庫

- (1) 基本的には以下の要件を満たしている保管庫をいうものであること。

また、排水管清掃作業に用いる薬剤についても、これに準じて適切に保管するよう指導されたいこと。

ア 機械器具に雨水等がかかるおそれのない構造であること。

イ 機械器具を置く棚、箱などは水切り、水抜きが簡単にでき、水が溜まらない構造であること。

ウ 機械器具を保管するのに適切な規模であること。

エ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫となっているような場合には、排水管清掃作業に用いる機械器具を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。

オ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具を持ち出せないようになっていること。

### (2) 自動車を保管庫とすることのできる特例

原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認めることとされたいこと。

ア (1)のアからウまでに掲げる要件を満たしていること。

イ 自動車は排水管清掃作業専用であって、他の用途には用いないこと。

ウ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。

エ 冬季等長期にわたって作業のない時期に機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

## 3 厚生労働大臣が別に定める基準

- (1) 排水管の清掃は、排水管の管径、長さ及び材質並びに排水の種類に応じ、適切な方法により行うこと。

- (2) 排水管の清掃の前後における排水管内部の閉塞の状況を内視鏡により点検し、清掃の効果を確認すること。

- (3) 敷地内のマンホールを開放して作業を行う場合は、安全標識を使用する等、十分な安全対策を講ずること。

- (4) 排水管の清掃終了後、掃除口周辺の清掃を行い、排水管の継ぎ目等から漏水がないこと、トラップの封水が適切に保たれていること等を確認すること。

- (5) 排水管の清掃作業を行うための機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。

- (6) 排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、

あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)から(5)までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。

- (7) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの排水管の清掃作業及び排水管の清掃作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

#### 7号建築物ねずみ昆虫等防除業の登録基準

1 建築物ねずみ昆虫等防除業の登録を受けようとする場合の機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事項に関する基準は、次のとおりとする。

(省令第29条)

- (1) 次の機械器具を有すること。

- ア 照明器具、調査用トラップ及び実体顕微鏡
- イ 毒じ皿、毒じ箱及び捕そ器
- ウ 噴霧機及び散粉機
- エ 真空掃除機
- オ 防毒マスク又は防毒機能を有する電動ファン付き呼吸用保護具及び消火器

- (2) (1)の機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫を有すること。

- (3) ねずみ等の防除作業の監督を行う者が次のいずれかに該当するものであること。

- ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等の防除作業の監督を行う者のための講習会の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
- イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行うねずみ等の防除作業の監督を行う者のための再講習会の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
- ウ ア又はイに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認められる者「同等以上の知識及び技能を有すると認められる者」については当面は一律に定めることは予定していないものであること。

- (4) ねずみ等の防除作業に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したこと。

- ア ねずみ等の防除作業に従事する者すべてが受講できるものであること。
- イ 登録を受けようとする者又は厚生労働大臣の登録を受けた者が実施主体となって定期的に行われるものであること。
- ウ その内容が、ねずみ等の防除作業に用いられる機械器具及び薬剤の種類及び使用方法並びに防除作業の安全及び衛生に関するものであること。

エ 研修の指導にあたる者が、ウの内容を指導するのに適當と認められる者であること。

(5) ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

## 2 機械器具及び防除作業に用いる薬剤を適切に保管することのできる専用の保管庫

(1) 基本的に以下の要件を満たしている保管庫をいうものであること。

ア 機械器具に残留した薬剤や保管されている薬剤が飛散流出し、及び地下に浸透し、並びに臭気が漏れるおそれのないものであること。

イ 薬剤による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。

ウ 引火事故の起こりにくい構造になっていること。

エ 機械器具及び薬剤を保管するのに適切な規模であること。

オ 他の用途に用いる機械器具類も併せて保管している倉庫の一部が保管庫になっている場合には、防除作業に用いる機械器具及び薬剤を保管する場所が独立して設けられており、他のものを誤用するおそれがないようになっていること。

カ 保管庫は施錠でき、みだりに機械器具及び薬剤を持ち出せないようになっていること。

(2) 自動車を保管庫とすることのできる特例

原則として自動車を保管庫とすることはできないが、作業件数がきわめて多く、その都度機械器具の積み降ろしをすることが繁雑な場合には、次の要件を満たしている場合に限り認めることとされたいこと。

ア (1)のアからエまでに掲げる要件を満たしていること。

イ 自動車は防除作業専用であって、他の用途には用いないこと。

ウ 自動車を適切に保管できる車庫を有すること。

エ 冬季等長期にわたって作業のない時期に、機械器具を自動車から降ろす場合には、別途専用の保管場所が用意されていること。

オ 薬剤については、別途専用の保管庫において保管されていること。

## 3 厚生労働大臣が別に定める基準

(1) ねずみ等の発生場所、生息場所及び侵入経路並びにこれらによる被害の状況を調査し、当該調査の結果に基づき、建築物全体について効果的な作業計画を策定し、適切な方法により、防除作業を行うこと。

(2) 食品を取り扱う区域並びに排水槽、阻集器及び廃棄物の保管設備の周辺等特にねずみ等が発生しやすい箇所について、2月以内ごとに1回、その生息状況等を調査し、必要に応じ、発生を防止するための措置を講ずること。

(3) 防そ防虫網その他の防そ防虫設備の機能を点検し、必要に応じ、補修等を行う

ほか、ねずみ等の侵入を防止するための措置を講ずること。

- (4) 殺そ剤又は殺虫剤を用いる場合は、使用及び管理を適切に行い、これらによる作業者並びに建築物の使用者及び利用者の事故の防止に努めること。また、これらの薬剤は施錠できる保管庫等に保管すること。
- (5) ねずみ等の防除作業終了後は、必要に応じ、強制換気や清掃等を行うこと。
- (6) ねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備について、定期に点検し、必要に応じ、整備又は修理を行うこと。
- (7) ねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)から(6)までに掲げる要件を満たしていることを常時把握すること。
- (8) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からのねずみ等の防除作業及びねずみ等の防除作業に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

#### **8号建築物環境衛生総合管理業の登録基準**

- 1 建築物環境衛生総合管理業の登録を受けようとする事業に係る機械器具その他の設備、その事業に従事する者の資格その他の事業に関する基準は、次のとおりとする。(省令第30条)
  - (1) 次の機械器具を有すること。
    - ア 真空掃除機
    - イ 床みがき機
    - ウ 第26条第1号の測定器及び器具
    - エ 残留塩素測定器
  - (2) 業務全般を統括する者が、免状の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものであること。
    - ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う業務全般を統括する者のための講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
    - イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う業務全般を統括する者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しないもの
  - (3) 清掃作業の監督を行う者が第25条第2号に規定する要件に該当するものであること。
  - (4) 清掃作業に従事する者が、第25条第3号に規定する要件に該当するものである

こと。

- (5) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者が、職業能力開発促進法第44条第1項に規定する技能検定であってビル設備管理の職種に係るものに合格した者又は免状の交付を受けている者であって、次のいずれかに該当するものであること。
- ア 厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための講習の課程を修了し修了した日から6年を経過しない者
- イ アの講習の課程を修了した者であって、厚生労働大臣の登録を受けた者が行う空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査の監督を行う者のための再講習の課程を修了し、修了した日から6年を経過しない者
- (6) 空気環境の測定を行う者が第26条第2号に規定する要件に該当するものであること。
- (7) 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者が次の要件に該当する研修を修了したものであること。
- ア 空気環境の調整、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査に従事する者のすべてが受講できるものであること
- イ その運営が適切で、かつ、定期的に行われるものであること
- (8) 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、厚生労働大臣が別に定める基準に適合していること。

## 2 厚生労働大臣が別に定める基準

- (1) 清掃作業及び清掃用機械器具等の維持管理の方法が、1号建築物清掃業の登録基準の2 厚生労働大臣が別に定める基準の(1)から(8)までに掲げる要件を満たしていること。
- (2) 空気調和設備の維持管理を、次に定めるところにより行うことができる。
- ア 空気清浄装置について、ろ材又は集じん部の汚れの状況及びろ材の前後の気圧差等を定期に点検し、必要に応じ、ろ材又は集じん部の性能検査、ろ材の取替え等を行うこと。
- イ 冷却加熱装置について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面の汚れの状況等を点検し、必要に応じ、コイルの洗浄又は取替えを行うこと。
- ウ 加湿減湿装置の維持管理について、運転期間開始時及び運転期間中の適宜の時期に、コイル表面、エリミネーター等の汚れ、損傷等及びスプレーノズルの閉塞の状況を点検し、必要に応じ、洗浄、補修等を行うこと。
- エ ダクトについて、定期に吹出口周辺及び吸込口周辺を清掃し、必要に応じ、

修理等を行うこと。

オ 送風機及び排風機について、定期に送風量又は排風量の測定及び作動状況を点検すること。

カ 冷却塔について、集水槽、散水装置、充てん材、エリミネーター等の汚れ、損傷等並びにボールタップ及び送風機の作動状況を定期に点検すること。

キ 自動制御装置について、隔測温度計の検出部の障害の有無を定期に点検すること。

(3) 機械換気設備の維持管理を、(2)のア、(2)のエ及び(2)のオに定めるところにより行うこと。

(4) 空気環境の測定及び空気環境の測定に用いる機械器具その他の設備の維持管理の方法が、2号建築物空気環境測定業の登録基準の2 厚生労働大臣が別に定める基準の(1)から(3)までに掲げる要件を満たしていること。

(5) 貯水槽等飲料水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うこと。

ア 貯水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。

イ 塗料又は充てん剤により被覆等の補修等を行う場合は、塗料又は充てん剤を十分乾燥させた後、水洗い及び消毒を行うこととし、貯水槽の水張り修了後、5号建築物飲料水貯水槽清掃業の登録基準の3 厚生労働大臣が別に定める基準の(4)と同様の措置を講ずること。

ウ 貯水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

エ 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

オ ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

カ 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期に点検すること。

キ 貯湯槽について、循環ポンプによる貯湯槽内の水の攪拌及び貯湯槽底部の滞留水の排出を行い、貯湯槽内の水の温度を均一に維持すること。

ク 給水系統の配管の損傷、さび、腐食及び水漏れの有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

ケ 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

(6) 雑用水槽等の雑用水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行う

ことができる。

ア 雜用水槽の内面の損傷、劣化等の状況を定期に点検し、必要に応じ、被覆その他の補修等を行うこと。

イ 雜用水槽の水漏れ並びに外壁の損傷、さび及び腐食の有無並びにマンホールの密閉状態を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

ウ 水抜管及びオーバーフロー管の排水口空間並びにオーバーフロー管及び通気管に取り付けられた防虫網を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

エ ボールタップ、フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び塩素滅菌器の機能等を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

オ 給水ポンプの揚水量及び作動状況を定期に点検すること。

カ 雜用水系統の配管の損傷、さび、腐食、スライム又はスケールの付着及び水漏れの有無を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

キ 衛生器具の吐水口空間の保持状況を確認することにより、逆サイホン作用による汚水等の逆流又は吸入のおそれの有無を定期に点検し、必要に応じ、適切な措置を講ずること。

(7) 排水槽等の排水に関する設備の維持管理を、次に定めるところにより行うこと

ができる。

ア トラップについて、封水深が適切に保たれていることを定期に確認すること。

イ 排水管及び通気管について、損傷、さび、腐食、詰まり及び漏れの有無を定期的に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

ウ 排水槽及び阻集器については、浮遊物及び沈澱物の状況、壁面等の損傷・き裂、さびの発生状況及び漏水の有無を定期に点検すること。

エ フロートスイッチ又は電極式制御装置、満減水警報装置、フート弁及び排水ポンプの機能等を定期に点検し、必要に応じ、補修等を行うこと。

(8) 給水栓における飲料水に含まれる遊離残留塩素の検査を7日に1回以上、定期的に行うことともに、給水栓における飲料水の色、濁り、臭い及び味その他の状態に異常がないことを隨時確認すること。

(9) 清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理は、原則として自ら実施すること。これらの業務を他の者に委託する場合は、あらかじめ、受託者の氏名等を建築物維持管理権原者に通知するとともに、受託者から業務の実施状況について報告を受けること等により、受託者の業務の方法が(1)から(8)までに掲げる要件(空気環境の測定の結果の保存に係るものを除く。)を満たしていることを常時把握することとし、委託する場合にあっても、空気環境の測定結果の保存は自ら実施すること。

(10) 建築物維持管理権原者又は建築物環境衛生管理技術者からの清掃、空気環境の調整及び測定、給水及び排水の管理並びに飲料水の水質検査並びにこれらの業務に用いる機械器具その他の設備の維持管理に係る苦情及び緊急の連絡に対して、迅速に対応できる体制を整備しておくこと。

10 諸 樣 式